

## 優良建設工事施工業者表彰事務取扱要領

(目的)

第1 知事は建設工事技術の向上発達に資するため、宮城県発注に係る建設工事のうちから他の模範となる優良な工事（以下「優良工事」という。）を選定し、これを施工した宮城県内に本社を有する施工業者を表彰するものとする。

(表彰対象工事)

第2 この要領による表彰の対象工事は、表彰年度の前年度に完成した請負金額が500万円以上かつ工事成績調書考査総合点が85点以上の優良な建設工事とする。

2 次のいずれかに該当する場合は表彰対象としないものとする。

- (1) 共同企業体（JV）が施工した場合
- (2) 工事成績調書の「法令遵守等」の評定に減点がある場合
- (3) 工事成績調書の考査項目に「d」又は「e」がある場合
- (4) 施工業者が宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行）による指名停止処分を受け、その指名停止期間が表彰年度の1年度前から表彰日までにある場合
- (5) 施工業者が建設業法による営業停止処分を受け、その営業停止期間が表彰年度の1年度前から表彰日までにある場合
- (6) 施工業者が宮城県発注工事で労働災害に係る文書警告を受けその文書交付日が表彰年度の1年度前から表彰日までにある場合
- (7) 施工業者が宮城県建設工事執行規則取扱要綱（平成15年4月1日施行）による配置技術者追加専任配置処置を受け、その配置すべき期間が表彰年度の1年度前から表彰日までにある場合
- (8) 前第4号から第7号に該当する場合の他、県発注工事の施工中に死亡事故を発生させる等、表彰するに相応しくない事由が施工業者にある場合
- (9) 施工業者が破産等で廃業し事業再開の見込みがない場合

(表彰審査委員会)

第3 知事はこの要領の定める表彰を行おうとするときは、優良建設工事施工業者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に付するものとする。

2 委員会の組織等については、別に定める。

3 出納局検査課長は第2の表彰対象工事に該当すると認められる工事及び施工業者の優良建設工事施工業者候補者名簿（以下「名簿」という。）を調整し主務課長及び地方機関の長の意見を求めるものとする。

4 委員会は付議された工事及び施工業者について名簿により審査を行いその結果を知事に報告するものとする。

(表彰の決定)

第4 知事は委員会の審査結果を踏まえ被表彰者を決定するものとする。

2 出納局長は前項の決定があったときは様式第1号により速やかに被表彰者に通知するものとする。

(表彰の方法)

第5 表彰は知事が優良建設工事施工業者表彰式において賞状を授与して行う。

2 前項の表彰には副賞を添えることができるものとする。

3 第1項の規定による賞状は様式第2号のとおりとする。

(庶務)

第6 この要領に係る事務は、出納局検査課が所掌するものとする。

(表彰の取消し)

第7 出納局長は被表彰者に対し、第4第2項の通知の日から第5第1項の表彰の日までの間に第2第3項第4号から第9号に該当する事項が生じた場合は速やかに報告するよう求めるものとする。

2 知事は被表彰者について、第4第2項の通知の日から第5第1項の表彰の日までに前項の事項に該当すると認めるときは表彰の決定を取り消すものとする。

第8 この要領に定めるものの他、表彰の実施に関し必要な事項は出納局検査課長が別に定める。

附 則

この要領は昭和57年10月1日から施行し、昭和57年度優良建設工事施工業者表彰から適用する。

宮城県優良建設工事表彰内規(昭和44年10月制定)は廃止する。

附 則

この要領は平成16年7月29日から施行し、平成16年度優良建設工事施工業者表彰から適用する

附 則

この要領は平成19年9月12日から施行し、平成19年度優良建設工事施工業者表彰から適用する

附 則

この要領は平成20年7月28日から施行し、平成20年度優良建設工事施工業者表彰から適用する。

附 則

この要領は平成22年5月21日から施行し、平成22年度優良建設工事施工業者表彰から適用する。

附 則

この要領は平成25年6月21日から施行し、平成25年度優良建設工事施工業者表彰から適用する。